

広島県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第二項で準用する第六十四条第五項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、令和五年七月十日までに書面で当委員会へ提出されたい。

なお、公聴に付する事項については、次によって縦覧に供する。

令和五年六月二十六日

広島県内水面漁場管理委員会

会長 辻 駒 健 二

一 開催日及び場所

開催日時	開催場所
令和五年七月一三日 午後二時	広島市中区基町一〇―五二一 広島県内水面漁場管理委員会委員室

二 公聴に付する事項

漁業法第六十七条の規定に基づき、令和六年一月一日に免許を予定している広島県内水面漁場計画の案

1 免許の内容たるべき事項

縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間

免許の日から令和十五年十二月三十一日まで

3 免許予定日

令和六年一月一日

4 申請期間

告示で指定する日から二か月以内

5 関係地区

縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

令和五年六月二十六日から同年七月十日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	備考
広島市中区基町一〇―五二一 広島県内水面漁場管理委員会事務局内	（〇八二）五二三―五二七二
広島市中区基町一〇―五二一 西部農林水産事務所水産課内	（〇八二）五二三―五四二二

<p>吳市西中央一丁目三―二五 西部農林水産事務所水産第二課内</p>	<p>(〇八二三) 二二―五四〇〇 内線二五四二</p>
<p>福山市三吉町一丁目一―一 東部農林水産事務所水産課内</p>	<p>(〇八四) 九二―一三三一 内線二五四二</p>
<p>庄原市東本町一丁目四―一 北部農林水産事務所農村振興課内</p>	<p>(〇八二四) 七二―二〇一五 内線二一三</p>